

公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会規則

平成 31 年 4 月 26 日

法人規則第 2 号

改正 令和 2 年 10 月 12 日法人規則第 33 号

改正 令和 4 年 4 月 27 日法人規則第 2 号

改正 令和 5 年 11 月 17 日法人規則第 6 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人九州歯科大学（以下「本学」という。）の諸活動を実施する組織（以下「実施組織」という。）が行う自己点検・評価を審査することにより本学の内部質保証を実現するため、公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 実施組織が行う自己点検・評価と得られた課題、その改善計画の内容に対する審査、助言に関すること。
- (2) 前項の改善計画の進捗状況や達成状況の確認に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長・学長
- (2) 副理事長
- (3) 事務局長
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 附属病院長
- (7) 附属図書館長
- (8) 大学院研究科長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(実施組織の長への指示)

第7条 委員会は、第2条各号に規定する業務に資するため、実施組織の長に対し、自己点検・評価の実施及び得られた課題に係る改善計画の策定を指示することができる。

(評価結果への対応)

第8条 委員会は、第2条第2号の規定により確認した改善計画の進捗状況や達成状況を評価し、改善が不十分と認められる事項については、実施組織に対し再度改善を求めることができる。

(委員会の開催)

第9条 本学の内部質保証を実現するために年1回以上、委員会を開催する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、経営管理部において処理する。

附 則 (平成31年4月26日法人規則第2号)

この規則は、平成31年4月26日から施行する。

附 則 (令和2年10月12日法人規則第33号)

この規則は、令和2年10月12日から施行する。

附 則 (令和4年4月27日法人規則第2号)

この規則は、令和4年4月27日から施行する。

附 則 (令和5年11月17日法人規則第6号)

この規則は、令和5年11月17日から施行する。